

須賀川市公告第 85 号

茶畑地区産業拠点整備事業について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成 30 年 8 月 21 日

須賀川市長 橋本克也

1 事業概要

(1) 事業名

茶畑地区産業拠点整備事業

(2) 基本方針

本市の中心市街地活性化基本計画など各種まちづくり計画との整合を図りながら、これまで同様、一体的な土地利用形態が維持でき、新たな雇用が期待できる製造部門や物流部門の立地など、本市の産業拠点として整備する。

(3) 事業用地

所在地	地目	地積
福島県須賀川市茶畑町 25 番 3	宅地	77,828.04 m ²
福島県須賀川市茶畑町 25 番 4	宅地	9,858.22 m ²
合計		87,686.26 m ²

2 応募者の資格要件

プロポーザルに参加することができるのは、次のいずれかに該当する者であることとします。

(1) 単体の法人

(2) 共同企業体（以下「JV」という。）

3 参加条件

(1) 本実施要領に定める事業目的、基本方針を踏まえ、最低価格 1,320,000,000 円以上で応募者自らが事業用地を本市から取得し、自ら敷地の造成や提案する事業計画に基づいた施設の建設及び付帯工事の施工並びに当該施設等の整備・維持・運営を行うとともに、事業を実施する企画力、技術力及び経営力を有する者であること。

(2) 本プロポーザルで提案した内容に基づいて土地利用を行うこと。ただし、開発手続きの協議結果や特別な事由により事業内容の変更を余儀なくされ、事前に本市の承認を得た場合を除きます。

(3) 事業用地の引渡し後 1 年以内に整備に必要な関係機関との協議を開始し、3 年以内に提案する事業計画を実行すること。

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の各項目の資格を全て満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しないこと。

(2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当し、その事実があった後 3 年を経過していること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を受けていない者、又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）により特別清算を行っていない者であること。

- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 民事執行法（昭和54年法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公租公果について滞納処分の執行を受けている者でないこと、又は第三者による債権保全の請求が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (6) 民事保全法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続きが常態として行われているものと認められる者でないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等又は福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に規定する社会的非難関係者でないこと。
- (8) (7)のほか、不法な行為を行い、若しくは行うおそれのある団体、法人若しくは個人又はこれらの団体や法人に属する者で組織される団体、法人若しくはそれらの構成員で、本市が適当でないと認める者でないこと。
- (9) 本市との土地売買契約書の締結に際し、本市が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に準じて行う本人確認に応じることができること。
- (10) 事業提案にあたって、分譲及び賃貸等の内容を含む場合には、上記(1)から(9)の参加資格のほか、以下の資格が必要となります。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、土木一式工事及び建築一式工事につき特定建設業又は一般建設業の許可を得ていること。
 - イ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条に規定する免許を有していること。

5 参加表明書等の交付場所及び交付方法等

(1) 事務局

福島県須賀川市産業部商工労政課
〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地
電 話 0248-88-9178（直通）
F A X 0248-72-9845
電子メール chabatake@city.sukagawa.fukushima.jp

(2) 参加表明書等の交付

「参加表明書等」及び「事業提案書等」など、プロポーザルに参加するために必要となる書類は、次のとおり交付します。

ア 交付場所

事務局

イ 交付方法

(ア) 事務局において入手

(イ) 須賀川市ホームページから入手

須賀川市ホームページのURLは次のとおりです。資料の電子データを掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

<http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/13428.htm>

(3) 事務局での交付期間

平成30年8月21日（火）～平成30年9月14日（金）

※交付時間：市役所開庁日の9時00分から17時00分まで

6 参加表明書等の提出手続

参加表明書等は、次により提出してください。

(1) 提出期間

平成30年8月21日（火）～平成30年9月21日（金）

※受付時間：市役所開庁日の9時00分から17時00分まで

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

ア 提出期間内に事務局に直接持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着としてください。また、提出書類の電子データを収録したCD又はDVDも併せて提出してください。

イ 事務局による提出書類の受領確認後、参加表明書等受領書を交付します。

7 事業提案書の提出手続

(1) 提出期限

平成30年11月22日（木）

※受付時間：市役所開庁日の9時00分から17時00分まで

(2) 提出場所

事務局

(3) 提出方法

ア 提出期限までに事務局に直接持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、期限までに必着としてください。

また、提出書類の電子データを収録したCD又はDVDも併せて提出してください。

イ 事務局による提出書類の受領確認後、事業提案書等受領書を交付します。

8 審査

(1) 参加資格審査

参加表明書等により、応募資格の要件及び参加資格を満たす者であるかを審査します。参加資格審査を通過した者には、事業提案書の提出を要請します。

(2) 第一次審査（書類審査）

参加表明書及び事業提案書により、参加者の能力、参加者の取組体制及び提案内容等を審査し、第二次審査のプレゼンテーション・ヒアリング参加要請者を選定します。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査により選定された者を対象に、事業提案書等のプレゼンテーション・ヒアリングを公開で実施し、審査のうえ、当選者1者と次点者1者を選定します。

※ プレゼンテーション・ヒアリングのみ公開となります。

9 その他

(1) 契約書作成の可否：市は特定者と協議のうえ、土地売買契約書を作成する。

(2) 詳細は、実施要領等による。